

二月臨時全国大会、J P U 民営化方針へ転換

九月一四日、三〇日に総選挙結果を受けて、全国地本委員長会議が開催された。小泉圧勝の中でいよいよ「民営化方針」が提起されようとしています。具体的には、明年二月に臨時全国大会を開催し機関内合意を取り付けるといふものです。

J P U 本部の現状認識は「民営化法案がおかしいとの考え方を变えるつもりはないが、闘い方を変える必要がある。事業の縮小・廃止阻止と短・中期の雇用の担保を目標に、一月半ばまでの取り組みを国会で進めたい。その後、経営側と政策を対置し、ユニバーサルサービスのあり方をキチンとつめたい。法案の廃案はもうないので、これからの取り組みは短期になるが万全を期す。」(菰田委員長／九・一四全国地本委員長会議)

「我々の基本スタンスである三事業一体、ユニバーサルサービス、公社では変わらないが、民営化法案成立は不可避であり廃案否決は絵空事だ。従って現実対応をすることとし、民営化を前提に次の考え方をベースに各論の組み立てを行ないたい。①公企業性の確保と公的セクター、②持続可能な経営の追求(縮小・廃止は駄目)、③生きがい働き甲斐と雇用・労働条件の確保、④政治対応は協議会を維持し、全特とも連携を強化する。具体的な国会対策は、状況を見つつ判断する。法案の修正は実施時期のみであるので甘い見通しはもてない」(米田企画部長／九・一四全国地本委員長会議) と言うものです。

一方、職場では生田正治総裁から全職員へのメッセージが配布され、民営化への「意識改革」が訴えられています。

「公社のままであつたとしても公社法を改正して大きな規制緩和を実現するか、もしそれが公社のままでは民業圧迫という反対の壁で出来ないのであれば、適切なタイミングで良い民営化も選択肢となると、国会審議の場などを通じて主張してきました。

良い民営化とは、公社の掲げている三つの経営ビジョンが、公社のままであるよりも努力次第でより良くより大きく達成できる制度です。」

「三つのビジョンはこの民営化法案が成立すればより良くより大きく達成していける可能性が備えられていると思います。

しかしながらそれが本当に達成できるかどうかは他力本願では実現しません。民間会社として市場での競争力を整備しなければなりませんし国家保証はない訳ですから、自ら結果責任を負わねばなりません。ほどほどに働いていれば誰かがやってくれるのではなく、我々全職員の自己責任による努力にかかっています。

でも、やれば必ず出来ます。私は民営化するか、しないに拘わらず、今後の郵政事業の発展のためには当面アクションプラン・フェーズ二の達成が不可欠であり、それが取りも直さず我々の明るい将来展望にそのまま繋がると訴え続けてきました。

そうなんです。民営化が決まっても、アクションプラン・フェーズ二は変更する必要はありません。」と、民営化で乗り切るしか方途がないことを訴えています。

生田総裁メッセージは、あるいみ理論的で綿密に準備されていたことが読み取れます。年末年始繁忙を前に我々は明年二月の臨時全国大会に向けた準備にとりかからなければなりません。

しっかりとした職場実態交流を行ない合わせて「綿密な準備」をしながらもな労働運

動の大きなうねりをつくりあげなければなりません。

新たな制度でさらなる大改悪

— 新高齢者医療制度 —

(一) 老人医療制度の現状

二〇〇二年（平成一四年）一〇月から老人保健法などの改悪により、一口に「老人医療制度」といっても、年齢により三つの制度に分かれ、負担率や限度額などは、ほぼ同様ですが、適用の法や条例が異なることとなりました。

①老健法の該当は七五歳からとされました。自己負担の定率一割が導入され、さらに、一定以上所得者には二割負担が導入されました。

（経過措置で昭和七年九月三〇日以前生れが該当）

②七〇歳から七四歳までは、健康保険法の該当となり、前期高齢者という名がつけられ、加入している健康保険から「高齢受給者証」が交付されることとなりました。負担率や限度額などは、老健法該当者と同様の扱いとなりますが、その費用負担は加入している健康保険が、受け持つこととなりました。

（経過措置で昭和七年一〇月一日生れ以降が該当）

③自治体の条例で運用している六五歳から七〇歳未満の老人医療費助成も、法改悪の影響を受けています。兵庫県・神戸市では、このような改悪の流れの中で所得制限を強化し（住民税非課税者のみ適用）、負担割合を原則二割としました。（低所得区分Ⅰのみ一割負担とし、限度額などは老健法と同じ）

さらに、東京都をはじめとするいくつかの自治体では、もうすでに、老人医療費助成制度の廃止にまで、踏み込んできています。

老人保健法		自己負担限度額	
区分	負担割合	外来	入院（世帯）
一定以上所得者	二割負担	四〇二〇〇円	七二三〇〇円＋医療費の一%
一般（課税世帯）	一割負担	一二〇〇〇円	四〇二〇〇円
区分Ⅱ（非課税世帯）	一割負担	八〇〇〇円	二四六〇〇円
区分Ⅰ（総所得〇円世帯）	一割負担	八〇〇〇円	一五〇〇〇円

(二) さらになる老人医療制度の改悪

一九八一年（昭和五六年）からの中曽根第二臨調は、老人（医療）に対する誹謗中傷攻撃を、マスメディアを利用しての、一大キャンペーンとして展開する中で、一九八三年（昭和五八年）に老人保健法を導入しました。このことによって、老人医療「無料」制度をつぶし、少額であっても、一部負担金という患者負担を復活させました。

そして、一九九〇年代には、その一部負担金の引き上げを繰り返し、さらに、二〇〇〇年代においては一、二割の定率負担を押しつけ、老人医療制度を大きく後退させてきました。

この老人保健法二〇余年を通じて、老人医療制度の改悪が一巡したことをふまえ、新たな高齢者医療保険制度を創設し、さらなる大改悪を進めようとしているのです。

(三) 新たな高齢者医療制度の創設

二〇〇三年（平成一五年）三月二八日、政府は「健康保健法等の一部を改正する法律付則第二条第二項の規定に基づく基本方針」を閣議決定しました。

付則に基づくとあるのは、〇二年（平成一四年）の医療制度改革関連法の成立時点で、さらなる次の制度改悪を、年限を付けて取りまとめることが、その健康保険法の付則で、決定されていたからです。

この基本方針は、(1)保険者の統合及び再編を含む医療保険制度の体系の在り方、(2)新しい高齢者医療制度の創設、(3)診療報酬の体系の見直し、この三点について、基本的考え方が示されています。そして、閣議決定されたこの基本方針に基づいて、現在、社会保障審議会医療保険部会などで、審議が進められています。

この基本方針をふまえて、審議会・部会の会合が重ねられ、現在は二巡目の議論が進められています。とりわけ注目しなければならないのが、論議されてきている新高齢者医療制度創設の方向や内容です。

新しい高齢者医療制度の創設とは、「六五歳から七四歳までの前期高齢者、七五歳以上の後期高齢者と、二つのグループに分け、それぞれの特性に応じた新制度を創設することにより、現行の老人保健法・退職者医療制度を廃止する」としています。

(四) 高齢者への医療・医療費の抑制

新たな高齢者医療制度の創設に当って、後期高齢者については――

「(1)生理的能力が低下していることに起因する医療・受療行為の特性を考慮し、国民皆保険の枠組みを堅持しつつも、後期高齢者をそれ以外の集団と分けた上で、後期高齢者に相応しい負担の仕組みを採るとともに、(2)給付面においても、地域において医療サービスを介護サービスと連携して提供することにより生活の質(QOL)の向上を図ることが必要であることに着目して、独立した保険制度とする」という方針を踏まえての、審議が重ねられています。

その審議のなかで、「七五歳をこえた後期高齢者の生理特性の変化」「高齢者に相応しいQOL(生活の質)が確保されるべき」等の発言、そして、「医療の適正化」「医療費の適正化」の発言が相次いでいます。

要するに、後期高齢者の医療については、その生理特性の変化(老化)を理由に、医療・医療費を抑制することが議論されているのです。

そうした議論に対して、日本医師会代表の委員が、「お年を取った方は、もうこの医療でいいのだ」というような決め方をされますと、その方の将来受けるべき権利を剥奪することになりかねません。そういう面から考えますと、はたして七五歳のところで、『昨日までは七四歳でよかったですね。今日から七五歳ですから、あなたの医療を受ける権利は制約されます』という制度をつくるのが、本当に国民にとって安心してくらせる制度なのかどうか」と、唯一の、批判的な発言があるという状況です。

(原 義弘)

首切り自由、自由な搾取が根本

—労働契約法について(二)—

労働者は弱い

資本は価値を増殖する価値だ。価値増殖の主体はだれか。労働力という労働する能力をもつ労働者だ。労働者は労働力を売ってのみ生きられる。資本は労働力という特殊な商品を、工場でつくられる普通の商品と同じように取り扱いたいと希求する。資本にとって必要なら買うが、必要でない時、必要がなくなった時には、職場から放り出す。それが資本の絶対的法則だ。

この法則に対抗し、労働者は団結し組合をつくり、ストライキなどでたたかいながら労働法制を資本に強制した。旧くはイギリスの工場法、メーデーの目標とした八時間労働制、日本では労働基準の最低限を定めた労働基準法、労資対等の実現のため労働三権(団結権、団交権、ストライキ権)を保障する労働組合法等々である。

労働組合が生産性向上運動に取り込まれ、「資本と賃労働は根本的に対立する」との階級的労働運動の弱体化とともに、上記労働法制は改悪につぐ改悪がおこなわれた。①労働者派遣法(一九八五年)の成立と改悪、②労働基準法改悪(一九八七年以降) —変形労働時間拡大、フレックスタイム制、裁量労働制導入、③職業安定法改悪である。これらは日経連(現経団連)の要望にもとづく。その象徴が不安定雇用の増大を求めた「新時代の『日本の経営』(一九九五年)。さらには①裁量労働制の拡大、②労働時間の弾力化、③労基法の罰則廃止、④女子保護規定の撤廃、⑤有料職業紹介事業の制限撤廃、⑥労働者派遣の自由化などを要望した「政府規制の撤廃・緩和要望について」である。

「民法の特別法」って？

資本の価値増殖欲には限りがない。それまで資本の手を縛ってきた規制がなくなればなくなるほど、労働力を「必要な時、必要なだけ」買い、「必要でない時」首にする制度・仕組みを希求する。九月一日、厚労省がまとめた「今後の労働契約法制の在り方に関する研究会 報告書」とは、「経営環境の急激な変化」に対応するため採用から配置転換・出向・転籍・休職・懲戒・昇進・昇格・降格・解雇を、資本が自由気ままにおこなえる法づくりをめざすものだ。

労働契約法はこれまでの労働法制とは枠組みを根本的に異にする。「民法の特別法」(報告書十一頁)とされていることだ。「民法の特別法」といわれなくても、法律の門外漢のわれわれにはわからない。その意味するところは何かと頭を悩ませながら読み進んだ。こんな一節が目についた。

「企業としては、事業環境や経営環境の急激な変化に対して、従前にもまして速やかに適応しなければ企業の存続事態が危ぶまれる場合も生じてきており、その際には、紛争なしに労働条件の変更が迅速に行われることが必要になる」(報告書八頁)。

企業の存続、日本企業が国際競争に打ち勝つためには、「労働条件の変更」が自由自在におこなわれなければならないというのである。企業が「主」、労働者は「従」とみなされる。まだあった。こうも言っている。

「労使当事者が、(労働基準法の)最低基準に抵触しない範囲において、労働契約の内容をその実情に応じて対等な立場で自主的に決定することが重要になる」(報告書、同)。

「最低基準に抵触しない範囲において」とは何を意味するか。労働条件の切り下げを前提に、法案はつくられようとしていることだ。労基法は守られているか。否だ！ 労働契約法がつけられることで、労基法はさらに形骸化されなきものにされてしまう。

低い権利意識

労働契約法なるものがとつじよ厚労省で、しかも研究会として画策された理由、背景はなにか。七月、独立行政法人労働政策研究・研修機構が「労働フォーラム 新しい労働契約法制を考える」を開いた。

研究会座長・菅野和夫氏は、労働契約法へのヒントは連合が「新しいワークルールを指して」（〇一年一〇月）で、労働契約法を呼びかけたことと述べていた。また経団連の代表は「日本の場合、なぜか労働者や労働力というものが過小評価されている。アメリカをはじめ、多くの国ではいまやタレント戦争といわれるくらい実は労働者の力が使用者を上回っている。このため、契約上の問題がいろいろ出てきているわけです。もし労働契約法が、こうした問題を吸収できるならば、時宜にかなったものになる。しかし、新しい規制はいらぬ」とアケスケにしゃべってみせた。

「労働者の力が使用者を上回っている」だって。バカを言ってもらっちゃ困る。労働者は「ダンボール・ハウスに住む」自由と表裏一体なんだよ。

ここから透けて見えてくることは、不安定雇用を野放しにしてきた労働組合、組織率の絶対的減少という社会的影響力の後退の中で、「いい知恵はないか」と出した労働契約法という政策提起に、「待ってました」と、厚労省、経団連が飛びついたことだろう。

労働契約法は力関係、資本と賃労働の階級関係を抽象すれば、「必要性」はある。しかし、現実社会は階級対立のもとで動く。力関係は財界・資本が労働組合を圧倒し、権利意識は低下の一途で団結権を「労働者の権利」とする人はたったの二〇・四%でしかなく、納税の義務と「権利」ととりちがえる人がなんと四二・二%にもなる（NHKブックス『現代日本人の意識構造・第六版』・二〇〇四年十二月刊）。こんな状況下、労働者と資本家が自由に契約したらどうなるか。資本（使用者）が自由気ままにふるまうことは目に見えるようではないか。「だから労働契約法が必要なんだ。審議会の議論で労働者の権利意識を高めるんだ」とある労働弁護士さんが講演会で熱演された。さらに労働審判制の実現が間近にせまっているのだから、プロの裁判官と対等にやり合うためにも、労働契約法を成立させ、それに備えることが重要と。

労働組合が無視される―「労使委員会制度」

こんなネライと目的でつくられようとしているのが労働契約法という代物だ。第九四七号のタイトルに、「窮極の労働法制『規制緩和』としたゆえんだ。報告書はわかりずらい。プロの労働弁護士ですら、読みこなし内容をつかむのに半日を要するという。問題点として①労使委員会制度、②雇用継続型契約変更制度、③解雇の金銭解決制度、④試行雇用契約、⑤労働時間法制の見直しが指摘される。あなた①から⑤わかりますか。私にはまったくわからない。法律・労務双方の知識と実務が豊富なプロですら頭を悩ませていらつしやるのだから。

まず「労使委員会制度」について、報告にはこうある。

「労働組合の組織率が低下し、集団的な労働条件決定システムの機能が相対的に低下している中で、労働者と使用者との間にある情報の質及び量の格差や交渉力の格差を是正し

て、労働者と使用者が実質的に対等な立場で交渉をおこなうためには、労働者が集団として使用者との交渉、協議等を行うことができる場が存在することが必要である」(同、一七頁)。

企業は百数十万社ある。労働組合がある企業はほんの数万社。過半数組合もあれば少数組合もある。過半数組合は労使協議で労働協約をつくり、労働条件を決めていく。労働組合のないところではどうか。経営者が自由に労働条件を決められるわけではない。労基法は「過半数代表制」を定めている。たとえば時間外労働をさせるときには、労働者の過半数を代表する者一人を選出して、その人と三六協定を結ぶ。この過半数代表者は一過性。協定を結べば即解任。適正に運用されているかどうか監視する権限、責務はまったくない。労使委員会制度は「過半数代表制」に代え、労使同数の複数の委員からなる、常設的な制度を設けるとの構想だ。そして就業規則の変更(労働条件の変更)は労使委員の五分の四以上の賛成が得られればその正当性を認めるというものだ。

労働組合のないところではどうなるのか。報告書は「過半数組合が存在する場合にも、その機能を阻害しない形で労使委員会の設置は認めてよい」(同、一七頁)とする。労働契約法を解説したある労働専門誌は、こんなフィクションも想定されると、法成立後の生々しいケースをあげ注意を喚起する。

「二〇〇八年某月某日

会社 「組合委員長、今度、就業規制の変更で住宅手当を廃止することにしたから、よろしくな」

委員長 「何だって！ その事案はいま労組と協議中じゃないか」

会社 「いやいや、労使委員会で五分の四以上の同意を得たから、もうこれで労組との協議は打ち切ります」

委員長 「そんな(絶句)。労組無視・団交無視の不当労働行為じゃないか」

会長 「委員長、労働契約法を知らないんですか。労使委員会の五分の四以上の同意で、就業規則の変更は認められるんですよ。この決定はもう変わりません」。

過半数組合があるところでもこんな事態が想定される。ましてや少数組合においてをやである！ 労組のないところではどうか。労使委員会の労働側代表はどう選ばれるのか。真の「労働者代表」が選べるくらいなら、とつきの昔に労組がつくられている。会社の意をくむ労働者代表になるのは目に見えている。

労使委員会の問題点はこうして①労組との関係、②代表選出方法と時間や金の保証、③注文による罰則規定が最低限必要となる。

首切りを金で決着—解雇の金銭解決

解雇を金で片付ける「解雇の金銭解決」にいたっては何をかいわんやである。裁判には多くの時間と金がかかる。裁判で原告労働者が勝ったとしても、会社はその労働者をさらにイジメぬく。多くの場合、労働者は「和解金」をやめざるをえないまでに追い込まれる。これを逆手に制度化し、判決後、使用者が一定の金を支払うこと申し出て、その労働者を解雇するのが、「解雇の金銭解決」制度だ。

さきのシンポで、この問題について経営側はさらにアケスケにしゃべりまくった。

「解雇問題では事実上ほとんどが金銭解決を見ている。お互いに不信のかたよりとなっているからだ。したがってこの制度ができればベターだ」(経営側弁護士)。

「労働側が勝訴して、勝った勝ったと喜んで、それは応援団の話であって、当の本人

は浮かぬ顔、ということがよくある」(経団連役員)。

「解雇された労働者のほとんど多くは、己れの人権、人間性を辱められやむなく己れの名譽を守るため裁判に踏み切る。裁判で勝訴しても、「こんな会社じゃ務められない、やめてやる」と、勝訴後、会社を辞める人もいる。これは、労働者の「自主」的判断で、今回の「金銭解決」制度の、「金を払って解雇する方法を使用者に認める」というものとは根本的に違う！」

経営側の意見は報告に露骨に表明されている。

「違法な解雇は無効とされ、判決時までの違法状態は是正されることを前提とした上で、その後の問題として、現実には職場復帰できない労働者にとつては、違法(無効)な解雇を行った使用者からの申立であつても解決金を得られる方がメリットがある場合は実際上あり得るのであつて、そのような措置はまた紛争の早期解決にも資する。これらのことを考慮すると、使用からも金銭解決の申立を認めると必要があるのではないかという考え方もありうる」(同、六一頁)。

さらに、こんな文章もある。

「使用者からの金銭解決の申立については、例えば、労働者からの申立の場合と同様、解雇が無効であると認定できる場合に、労働者の従業員たる地位が存続していることを前提として、解決金を支払うことによりその後の労働契約関係を解消できる仕組みとして、違法な解雇が金銭により有効となるものじゃないこととすることが適当である」(同、六一頁)。

法曹界、国家権力の化身として生きる者のみに通用するもつて回つた言い回しである。ようは、資本が必要でなくなつた時、労働者をいつでも簡単に、素早く、安価に首切れる仕組みが「解雇の金銭解決制度」である。

雇用継続型契約変更制度、試行雇用契約、労働時間法制の見直しとして提案されているホワイトカラー・イグザンションは、上記二つの制度のもと、労働力を資本が必要な時、必要なだけ労働条件を悪く変更して雇いつづけられる仕組みをつくらうというものだ。次号では、これら問題点について述べる。(つづく)

車いす使用者、乗車行動

― 理不尽なJRの乗車拒否 ―

一九回目の統一行動 「誰もが使える交通機関を求める全国行動東京実行委員会」(障がい当事者六〇団体と個人)は、一〇月一六日、冷たい雨が降りしきるなか、宮下公園で集会をおこない、渋谷駅周辺をデモ行進、つづいて三班にわかれ、JR渋谷駅から新宿駅までの乗車行動をとりくんだ。毎年おこなっている統一行動で、今年で一九回目になる。

集会では、先に行われた国や交通事業各社の交渉の結果が報告。バリアフリー化対象駅を一〇〇%バリアフリー化すると確約した鉄道会社、バスも更新もしくは新車のすべてをノンステップバスにすると言明した事業者等がある一方、JR東日本は、五年前からハンドル式電動車いす使用者を乗車拒否、今日も続いている等々の問題点も明らかにされた。

電動車いすは福祉用具 電動車いすはメガネ同様、生活を営むための不可欠な福祉用具だ。電動車いすと言えば、よく見かけるレバーでリモコン操作するジョイスティック型。これは、手先の不自由な人には操作が困難。ハンドル式電動車いすなら自力で動かさせ社会参加

が可能になるとして、JR東日本や国、障がい当事者を含む委員会が立ち上げられ、二〇〇四年一月、一定の条件のもとにハンドル式電動車いす使用障がい者の鉄道利用が認められた。現在国内六八鉄道事業者一五四駅で鉄道利用が可能と公表されている。しかし、JR東日本は「一定の条件」をさらに厳しくし、ハンドル式電動車いす使用障がい者の鉄道利用を妨げ、不当な乗車拒否を未だに継続し当該障がい者の社会参加の機会を奪い続けている。これに対し、実行委員会は断固抗議し、速やかに乗車を認めるように求めてきた。

他方、JR東海がハンドル式電動車いす使用者の駅や電車の利用を拒否していることについて、昨年十二月、大阪法務局はJR東海に対し、「障害者が障害のない人と同等に生活することをめざす『障害者基本法』の理念に反するうえ、障害者への不当な差別的扱いで重大な人権侵害にあたる」と、利用を認めるよう勧告を出している。

JRの乗車拒否の実態 渋谷から思ったより早くJR新宿駅に着いたが、二番目にエレベーターに乗り込んだハンドル式電動車いす使用の若い男性に対し、駅員二人は「このエレベーターはハンドル式を対象としていない」「危険だからダメ。降りて降りて」と、引きずり降ろそうとしたところから緊迫した関係が…。ハンドル式電動車いす使用者と介助者、駅員との話し合いがエレベーターの中で始まった。他の二人の駅員がエレベーターの扉・ドアを巨体でせき止め、エレベーターが動かないよう必死で能面で立ちほだかった。

エレベーターの外にいる乗車行動の仲間が「乗れるのに何故乗せない」「渋谷からも乗れたし、他の私鉄で、同じ形のエレベーターに乗ってきた。何故乗せない」と抗議するなか、緑の服を着たJRのサービスマンは携帯電話でお伺いを立てながら、十数名の駅員に何やらを指示した後、「このエレベーターは壊れてしまったから動かない。点検するから中にいるハンドル式電動車いす使用者は、素早く降りるように」と、説得し始めた。

JR上層部判断で：しかし、「壊れているとは思えない、嘘つくな」と、障がい者らは反論し怒り出した。いつの間にか出てきた副駅長は、「規則だから出て欲しい。再検討は約束する」と、繰り返した。日立の保守点検業者も駆けつけたが、修理するでもなく眺めているのみ…。ついに、JR東本社のサービスマンのネームプレートをつけた方が現れ、いきなり「状況はわかりました。私が乗って点検確認しましょう」と、彼は中に乗っていた若いハンドル式電動車いす使用の方とともに何事もなく上がっていった。(一同拍手)。

次にJR本社社員は大きめのハンドル式電動車いす使用者も乗せて南口へ。エレベーターはスイスイ動き、次々に全員を添乗案内し、またたく間に全員が南口に上がることができた。この間、JR東日本本社社員の一人舞台で、まわりにいた新宿駅の副駅長も助役もサービスマンも、エレベーターが上下するのを呆然と？眺めているだけであった。

他の乗客も抗議 この異様な光景に、乗客らは口々に、「JRがおかしい。西日本と同じだ。変な規則に縛られて、人情も人間性のかけらもない！」「車いすのみなさん頑張ってる！」と、他の乗客らが障がい者らにエールをおくりはじめた。

また、安全もバリアフリーも現場での問題だ。現場の一人ひとりの駅員が自分の頭で考え心で受けとめられない仕組み、乗客の工夫・提言も規則規則と切り捨てていく実態に、JR西の事故に似ているよと、他の乗客らも苛立ってJRの駅員に抗議する場面もあった。乗れるのに乗せない、社会参加を妨害する不条理なJRの乗車拒否に対し、「誰もが使える交通機関を求める全国行動東京実行委員会」と乗車行動参加者らは、国土交通省へ強力な指導を求め、十一月二八日にはJR東日本本社交渉をもつ。

(滝野 嘉津子)

乗車拒否をなくすために

—二〇〇五年 障害者の「移動権」獲得宣言—

わたしたちは、日本という国に生まれて、育ち生きてきた。一人一人の障害者が街に出て、少しづつ街や制度や人のこころをバリアフリー化してきた。

二〇〇五年一月一六日の今日に至るまでに、各地で幾多の交通のバリアフリー化を求めての運動があった。「完全参加と平等」を掲げた一九八一年の国際障害者年の時に、わたしたちは、社会参加していくためには、交通のバリアフリー化が、どうしても必要なんだ、ということに自覚するにいたった。

一九九〇年のアメリカで成立した障害者差別禁止法は、わたしたちに衝撃を与えた。一九九〇年代、鉄道駅においては、「エスカレーター整備指針」ガイドラインに始まった。わたしたちが真に求めているのは、だれもが利用できるエレベーターであると主張した。すると「エレベーター整備指針」ガイドラインが出された。

しかし、これは、あくまでガイドラインであり、鉄道事業者にエレベーターを設置することを義務付ける法律ではなかった。

また、路線バスにおいては、一九八〇年代後半から、わたしたちは、アメリカに学び、路線バスにリフトを付けるように求めたが、一九九〇年代前半に入ると、ヨーロッパでは、すでに、障害者も高齢者もバギーを押す人たちにも誰にでも乗り降りしやすいバスとして、ノンステップバスが主流になっていったことを学び、これからの日本の路線バスは、だれもが真に乗り降りしやすいノンステップバスであることを自覚した。

そして、二〇〇〇年に、「高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律（交通バリアフリー法）」が成立した。

この五年間の交通バリアフリー化の進展は、二〇〇〇年までの進展より、確かに、早かったし、ダイナミックであった。

交通バリアフリー法の目標年次の二〇一〇年までに、最低限の目標を達成させると共に、一〇〇%のバリアフリー化まで、引き続き運動を進めていかなければならない。

さらに、この間、わたしたちの間に、もつとも鮮烈に、問題として、立ち上がったのは、交通バリアフリー法は、わたしたちの「移動権」を認めていないということだった。「移動権」が認められていないがために、不合理な理由で乗車拒否された。あるいは、エレベーターがあれば、使わずに済んだチェアーマイトやエスカレーターに乗せられて、大怪我を負わされた仲間がいた。その上、とうとう昨年二件もバリアフリーの仮面をかぶった車いす対応エスカレーターに、電動車いす使用障害者が転落事故に遭わされた。

その時、恐怖と苦痛の被害を受けた障害者が、訴えようとしても、交通バリアフリー法で「移動権」を認めていないがために、泣き寝入りせざるを得ないという状況に追い込まれていた。

現代生活において、交通機関を安全に円滑に利用できないということは、わたしたちが完全に社会参加していく上で、大きな障壁だ。

不合理な理由や障害者に対する偏見で、乗車拒否という社会参加機会を著しく奪う差別に対して、わたしたちは、「移動権」確立の必要性を強く認識した。一人でも多くの人たちに、「移動権」の必要性を訴えると共に、理解を求め、交通バリアフリー法改正(案)に、「移動権」を明記させるまで、闘うことを決意する。

(今福 義明)

台頭する民族主義

—ラテンアメリカの情勢について—

相次ぐ政権交代

中南米諸国、とりわけ南米大陸諸国の政治動向が、注目を集めている。二一世紀を前後して、メキシコやペルーの旧くからの政権党、一九八〇年代に米国の介入で軍事政権から民政に移管した国ぐに、アルゼンチン、ブラジル等で、政権が国民から見離され政治「変革」が続発していることである。とりわけ、中南米最大の石油産出国ベネズエラのチャベス政権がボリバル革命と称し実行する①この国唯一の富の源泉である石油産業の国有化維持、②石油国有化打破をめざした米国、米国と一体の資本、労働組合によるチャベス打倒策謀を全国的規模の大衆闘争で打ち砕いたこと、③土地革命、教育、医療改革を実行していること、④キューバとの連帯から、「革命政権」との評価が高い。

チャベスは元軍人、陸軍中佐である。彼は九二年、クーデターを企図、政権奪取をめざした。試みは失敗した。時の政権によって捕らわれの人となり、九八年、「貧者救済」「民主的革命」を掲げ大統領選挙に立候補。貧困層の支持を集め当選した。軍人が国富の源である石油他の天然資源、土地国有化と貧農への分配、教育・医療の無料化を實踐する。軍が民族独立・解放の中心的「力」となった。

中南米諸国ではこんなことは珍しくはない。一九七〇年代、中南米諸国が民族独立に揺れた時、軍事政権は右も左も産業の国有化政策を実行した。中米パナマのトリフォス政権、南米ブラジル、アルゼンチンの軍部反動政権といったようである。パナマでは將軍が人民の側に立った。ブラジル、アルゼンチンでは將軍が米国支配に反対し、国内の資本家の側に立った。ペルーでは民政が天文学的数字にふくれあがった債務に「支払い拒否—デフォルト」を宣した。「大きくなりすぎた借金で困るのは貸し手、借り手は困らない」と、OPEC創立による原油高、そして中南米の債務危機はドル・ショック（金・ドル交換停止）以降の世界経済を揺り動かした。

それと同じとまではいえないが、これからそう發展するかもしれぬ事態が中南米諸国に巻き起こり始めた。この事態の本質はなにか。

ラテンアメリカはインタナショナル

日本は島国だ。弥生時代の渡来人、鎌倉・室町の元寇（和寇）後、鎖国国家となった。今でこそ国際結婚はめずらしくなくなつたが、まだまれだ。その典型は皇室であろう。明治の御世につくられた皇室典範は、天皇を「万世一系・男系」と記した。中性から近代、諸外国の君主、皇帝は、「種」がなくなれば、諸国に求め君主制度を守つた。インタナショナルリズムである。

ラテンアメリカにもそれはいえる。中南米諸国の原住民はインディオ。征服者スペイン、ポルトガル人が彼らを殺りくした。彼らとインディオの間に生まれたのがメスチソ。ラテンアメリカでは綿、コーヒー、ココア、バナナをつくる大農業—ラティフンディオ—が発展する。黒人が奴隷、労働力として売買される。黒人と白人、あるいはメスチソとの間の子どもがムラートである。

これって、インタナショナルでしよう。こうして現に存在するのが、ラテンアメリカである。チェ・ゲバラはカストロとならぶキューバ革命の英雄だ。彼はアルゼンチンに生まれ育った。民族解放をめざし、カストロの盟友となった。キューバ革命後、ゲバラはカストロと家族に「別れの手紙」を残し、ラテンアメリカの米帝国主義からの解放をめざし、アフリカ大陸、南米大陸へと旅立った。島国日本人は、インタナショナルイズム、グローバリズムは「特別」のことと意識する。ラテンアメリカ、中近東、ヨーロッパに住む人びとにとつては、インタナショナルイズム、グローバリズムは特別のことではなく、日常である。キューバは「医療大国」である。アフリカはじめラテンアメリカ諸国に、数万人にもよる医者を送り込む。ベネズエラのチャベス政権が推進する医療改革はキューバの医師団の協力があつて成り立つ。乳幼児の死亡率がきわだつて低いのもキューバで、米国をもはるかに下まわる。その事実をマスコミは伝えない。キューバに偏見をもっているからである。

中南米諸国とは

中南米諸国とはどんな地域なのか。大きく三つで構成される。メキシコ・中米地峡の八カ国、カリブ海諸国の島国十三ヶ国、南米十二ヶ国の三ヶ国である。人口は五・五億人。この地域でもっとも大きな国はブラジル、人口は一億九千万、次いでメキシコ一億一千万、アルゼンチンは広大なパンパスでの小麦、牛・羊牧場で大国と思われている。だが、人口は約四千万人の農業国にすぎぬ。

中南米の発見者コロンブスは、インドめざし船出した。彼が発見したのはキューバ島、エスパニョーラ島（ハイチ、ジャマイカ）。彼はインドと疑わなかった。原住民が、現インドを想い浮かばせるインディオと呼ぶ根本だ。コロンブス以降、スペイン・ポルトガル王国は「インド」に富を求めた。原住民はほとんど絶滅されるまでに虐殺された。今では原住民が残るのはペルー四五%、エクアドル三〇%、ボリビア五五%、メキシコ二二%。他の国々には五%から二%にすぎない。彼らは経済、政治から見離され山岳地帯に居住する。唯一の生産物はトウモロコシ。それでは食えぬ。コカが栽培される。それをアメリカが買う。麻薬問題の根本である。原住民インディオとの混血メスチソも一色ではない。彼らは白人の大土地所有に反対し、抵抗運動を起こす。各国の反政府運動の源である。それは時に、ゲリラ闘争となる。

大土地所有制反対

中南米諸国はまずスペイン、ポルトガルの植民地となった。独立したのは一八〇一年から一九世紀。独立運動の中心人物はシモン・ボリバル、ホセ・マルティといった人たちだ。中南米の民族主義者は彼らを大事に、現代の英雄とする。彼らが民族独立闘争の結集軸となる。ベネズエラのチャベスがシモン・ボリバルを継承し、キューバがホセ・マルティを建国の士とするのもそのゆえんである。

ラテンアメリカは一八世紀中葉、スペインから独立。一九世紀後半、米西戦争でスペインに勝利した米国は、ラテンアメリカを植民地とした。一八九〇年につくられた米州連合が政治支配の道具となった。今では米州機構である。米国はバナナ、コーヒー栽培地としてラテンアメリカを植民地化した。モノカルチャー経済とラティフンディオ（大土地所有制）である。

ラテンアメリカ経済は農業そして鉱産物―鉄、銅等―、これらを米国の農業・鉱業独占体が支配した。国は独立している。しかし、経済的に支配されつづけた。ラテンアメリカで新たな民族独立運動が起きたのは、まずメキシコ。一九一〇〜三〇年代に政治的、経済的独立を求める運動がおこった。「メキシコ革命」と呼ばれる時代で、その時つくられたのが二〇〇〇年まで政権党でありつづけたPRI（制度的革命党）である。第二次世界大戦後にはアルゼンチンのペロンが産業国有化を進め、経済自立策を推進する。

キューバのカストロがバティスタ軍政権を打ち倒し、民族解放・独立を達成したのは一九五九年の一月一日だ。キューバは米国との協調を求めた。しかし、米国はカストロ政権打倒の政策をすすめ、六一年、米軍はコチノス湾に軍事侵攻した。アメリカは敗北、キューバはソ連と同盟し、一九六一年、社会主義を宣言する。キューバ革命はラテンアメリカの民族解放闘争の起爆的役割を担った。

一九七〇年代、中米、南米大陸に民族解放・独立、社会主義をめざす政権が次つぎに誕生した。南米のチリでは一九七〇年、アジェンデの社会党を中心とする統一戦線政府が成立。この政権は一九七三年血の海に沈められたが、中米のニカラグアでは一九七九年サンディニスタ民族解放戦線が革命政権を樹立するといったようである。中米では民族独立の運動が高揚、南米では軍政権が大衆運動を弾圧した。当時、中南米諸国ではすべて軍政権である。

米国が民政移管の方針を打ち出したのは一九七〇年代後半からだ。一九八〇年代、軍政権は民政に移行した。現在、アフガン、イラクにおきているような米国による政治介入・干渉が行われたのである。ラテンアメリカ諸国は儲けになると、世界の銀行、政府は金を貸し込んだ。債務は天文学的数字にふくれ上がった。そこに起きたのが債務不履行宣言だ。世界経済は大混乱。債務危機回避の方策がIMF、IBRD（世界銀行）で論じられた。債務の証券化、国有企業の民営化と株式売却で、債務回収をはかるとの試みだ。

新たな植民地化への抵抗

チリのアジェンデ政府は銅鉱山等、国の富の源泉を国有化した。米国は銅カルテルを利用、銅価格の低下をはかった。銅はチリの収入の中心。銅価格低下は財政を直撃する。チリ経済は混乱、それを利用し、米国に主導された資本家グループは「ストライキ」で混乱を大きくさせる。そこに軍が介入し、反革命が起こされる。チリではアジェンデ後、軍部独裁政治がおこなわれた。反革命後、米国はフリードマン等の新古典を使い、チリを国营企業民営化の実験場とした。現代の民営化策の大元である。

ラテンアメリカ諸国は同時期、債務危機回避を口実に、IMFの管理下におかれた。債務返還には財政を黒にすることが絶対命題となる。緊縮財政、そして借金返済のためすべての国有企業が民営化される。民営化された企業の株式売却益は借金返済に回される。こうして、ラテンアメリカでは国富のすべてが、諸外国独占企業に払い下げられた。貧困は拡大し、失業者は国民の五〇%余にもふくれあがる。さらに自由貿易は、農民、原住民を直撃する。彼らの不満、怒りは大きくなる。民営化による新たな利権は政治腐敗の元となる。それが、国民の怒りをさらに大きくする。

ラテンアメリカにおける二一世紀を前後する政治変革は、①大土地所有の温存、②国营企業民営化、③膨大な遊休地と土地のない農民、④国富の外国大企業への払い下げ、⑤緊

縮財政による賃金切り下げ、物価値上げ、失業増大の悪循環による。ラテンアメリカはアルゼンチン、パラグアイ、ウルグアイを除けばアンデス山脈高地に多くの住民が居住する。彼らは生活習慣上、コカを活力の元とした。コカはコカインの原料。コカ栽培が原住民の生活の糧(かて)となる。アフガニスタンでケシの栽培がおこなわれているのと同じだ。原住民・インディオは先住民の権利、土地を求める。それらが渾然一体となり、社会改革を求めているのが、今のラテンアメリカである。これまでの政党はほぼ壊された。これによって、政権交代が相次いでいるのである。ベネズエラのように、キューバとの連帯を深め、土地革命を進める政権もある。帝国主義政策への反抗の拡大、民族主義台頭である。

(滝野 忠)

◇ 読者からのおたより ◇

教育忘れたツケ 岩井(章)さんの考えた、労働者に対する教育をおろそかにして来たツケが吹き出しました。働く者の多くが自民党に票を入れる現実にアゼンとします。小選挙区制については「社会党の集団自殺」。

(東京・M)

編集部より 本当に、どうなっちゃうのかと、どこも戸惑いばかり。自民、民主は独占資本の利益を請け負い、政治を進めますね。労働者には何一つ利益ないことは明らか、己れの党を作るうよとの運動が出てくるのでは。そのためには労働運動の再生が何より必要。

労働契約法の「先取り」 JR不採用訴訟で組合差別は不当労働行為に当たると言っていないながら、事業団の解雇は合理的な理由があると退いた。一人五百万円(期待料という首切り料)にしている。厚労省研究会の報告(労働契約法)で解雇紛争に金銭解決の制度を導入しようとしております。法案に反対し、労働者は団結してガンバロー。

(埼玉・H)

編集部より おっしゃるとおり、労働契約法は労働力の売買を民法としてあつかうとんでもない法律です。資本と彼らの利益を請け負う公益委員たちの考えは「労働契約法はこれからの労働法の柱」というものです。第九四七号、今号について、ご意見を。

残りカンパ 遅くなりましたが送金します。お手数をかけてしまいました。残金を合わせて今回の入金で一年分を整理して下さい。

(千葉・S)

編集部より 入金ありがとうございます。これからもよろしく。
栄養補給 ○六年二月より共済年金の受給者となります。残金はアルコールで栄養補給してください。(神戸・M)

(神戸・M)

編集部より 嬉しいおたより、栄養補給いたします。

改憲が恐ろしい 五月の上京の節はたいへんありがとうございました。総選挙の自民大勝、民主大敗は何を意味するのでしょうか。同じ保守なら、小泉の強権が安心と判断したのだろうか。郵政より改憲が一層危険な政治に進むのが恐ろしい。

(北海道・S)

編集部より 私が驚いたのは、地方の人たちが北海道を除き都市の人たちと同じように、郵政民営化、公務員攻撃に賛成したことです。国鉄、電々民営化の教訓が生かされてない。

今度は私たちの出番だ 衆議院は、小泉イエスマンが三分の二を占めた。参議院で否決されても衆議院で再可決できる議席を確保したことになる。しかし嘆いていても始まらない。小泉が参議院の結果を国民に問うとして解散に打って出たが、今度は、私たちが大衆運動で、衆議院の議席は国民の意思を反映していない事を示さねばならない。そして労働者・社会的弱者の立場に立った政治勢力を生み出さねばならない。賃下げ、所得税・消費税の引き上げ、社会保障の切り捨てが待ち構えている。残念な結果だったが小泉は勝ちすぎた。勝負はまだ終わっていない。

(兵庫・JUN)

編集部より 労働者党の建設が問われます。そのためには労働運動再生こそがカギ。
痛撃を！ いじめ・嫌がらせに無上の喜びを感じる、都教委・三バカ反動都議・低劣産経のサディスト共に痛撃を加えよう！ またしても、増田さんが、都教委に弾圧されている。

(増田・平和教育闘争を支える会)

編集部より 増田さんからは毎日のように連絡をいただいています。次号で現状について報告します。